

令和8年7月23日
九州地方整備局～安全で快適に効率よく、建物を使い続けるために！～
「九州地区官庁施設保全連絡会議」を開催します

安全で快適に効率よく、建物を使い続けるため、建物の管理者は、日常の保全や法定点検を通じて支障がない状態であることを確認し、支障が見つかれば必要な修繕等を行い、建物の性能や機能を良好な状態に保つ必要があります。

さらに、官庁施設など公共建築物の管理者には、平時や災害時における安全性や執務環境の確保、長期的耐用性の確保、ライフサイクルコストや環境負荷の低減の取組も求められています。

国土交通省では、各省庁で建物管理に関わる施設保全責任者を対象に、必要な情報提供や意見交換を行う場として、毎年度、全国各地で「官庁施設保全連絡会議」を開催しています。

今年度、九州地方整備局では、九州7県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）に所在する国の機関に加え、独立行政法人や地方公共団体で建物管理に関わる部署にも参加を呼びかけ、下記の通り、「九州地区官庁施設保全連絡会議」を開催いたします。

記

〈九州地区官庁施設保全連絡会議〉

○開催日時：令和8年7月30日（木）13：15～16：30

○開催方法：WEB開催

○開催内容：主に以下の内容について、情報提供や意見交換を実施

- ・施設の法定点検の重要性
- ・「支障がない状態の確認」のポイント
- ・外壁の全面打診点検のポイント
- ・建物の防災・減災対策
- ・地球温暖化対策「政府実行計画」の取組み

○出席者：九州7県に所在する各省庁の施設保全責任者のほか、独立行政法人及び地方公共団体の建物管理担当者

○開催者：九州地方整備局 営繕部、熊本営繕事務所、鹿児島営繕事務所

※取材対応は会議終了後に行います。

（事前申し込みがなくても取材可能です。また、会議資料を提供可能です）

日時：令和8年7月30日（木）16：45頃～（30分程度）

場所：福岡第2合同庁舎10階 設計協議室

福岡市博多区博多駅東2-10-7

問い合わせ先

国土交通省

九州地方整備局 営繕部

保全指導・監督室

室長補佐

大和 正蔵

（内線5512）

保全指導係長

稲垣 希

（内線5531）

TEL 092-476-3539（直通）

E-mail qsr-hokanshitsu@ki.mlit.go.jp

【参考】過年度の開催状況

九州地区官庁施設保全連絡会議(説明資料抜粋)

建基法・官公法による「点検」と「確認」の内容等

【点検】(建基法・官公法)

(内 容) 建築物の敷地及び構造並びに建築設備について損傷、腐食その他の劣化の状況を点検すること。(建基法の「点検」と同じ)

(目 的) 安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確かめる。

(周 期) 原則、建築物の敷地及び構造 3年以内ごと
建築設備・昇降機・防火設備 1年以内ごと

(点検実施者) 一級建築士等有資格者
特定建築物調査員、建築設備検査員、昇降機等検査員、防火設備検査員で資格者証の交付を受けた者

【確認】(官公法)

(内 容) 建築物の敷地及び建築物の各部分が支障がない状態に保全されていることを確認すること。

(目 的) 保全の基準に定める安全性・耐久性・機能性等が支障がない状態を確認する。

(周 期) 原則、建築物の敷地及び構造 概ね1年以内ごと
建築設備・昇降機・防火設備 概ね6箇月から1年以内ごと

(確認実施者) 保全担当者等(資格は不要)

法定点検・支障がない状態の確認は施設の状況を把握するための重要な手段

保全の適正化のために実施

外壁仕上げ①

【法定点検】
点検周期：3年

【支障がない状態の確認】
確認周期：1年

写真の概要

日常点検のポイント

1. 打ち放し仕上げ
コンクリート打ち放し仕上げ

2. タイルの例
モザイクタイル(45×45)
二丁掛タイル(227)
小口平タイル(108×60)

3. タイル落下
タイル落下

4. コンクリート腐食
下地モルタル
タイル貼り
断面図

1. コンクリート
そのままの仕上げ

2. 代表的な外壁タイルの形状

3. 4. 建築に比べると
耐久性に劣れる

5. モルタルを接着材として張り付けて施工する工法と、コンクリートを打設するときに同時に施工する工法がある

・打ち放しコンクリートの表面は、経年と共に黒色に汚れてきます。この黒色の汚れは、コンクリート表面の凹凸部にコケなどが付着し繁殖したものです。

・それらを防ぐため、撥水材や耐候性のある透明なフッ素樹脂塗料を塗りますが、紫外線による劣化が進みますので、定期的な塗り替えが必要です。

・経年により浮きが発生し、タイル自体が落下したり、モルタルと一緒に落下したりする恐れがあります。浮きは目視では確認できませんので、赤外線や打診棒で確認する際の目安とします。

・一般的には打診棒で確認しますが、危険ですので専門業者等に依頼して下さい。

●施設の法定点検の重要性

●「支障がない状態の確認」のポイント

7. 官庁施設の防災機能確保のための対応

(資料6-4) 官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック

防災性能を低下させる12の状態とは……

01. 非常用照明が点灯しない状態
非常用照明が点灯しない状態

02. 廊下、階段などに煙が充満する状態
煙警報(作動時)がある状態

03. 防炎扉が閉まらない状態

04. 防炎シャッターが閉まらない状態

05. 排煙窓が閉まらない状態
排煙サッシレバーが見えない状態

06. 防煙吸気口が閉まらない状態

※以下のアドレスより国土交通省ホームページの該当ページにアクセスする。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html

政府実行計画の概要(令和7年2月18日閣議決定)

■ 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。(地球温暖化対策推進法第20条)

■ 今回、2035年度に65%削減・2040年度に79%削減(それぞれ2013年度比)の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。[旧計画の2030年度50%削減(2013年度比)の直線的な経路として設定]

■ 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

太陽光発電

- 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。
- ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況(生産体制・施工方法の確立等)を踏まえて導入目標を検討する。

建築物の建築

- 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
- 建築物の建材製造から解体(廃棄段階も含む。)に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

公用車/LED

- 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
- ※ 電灯は代替不可能なものを除く

電力調達

- 2030年度までに各府県での調達電力の60%以上を再生電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。

GX製品

- 市場で選ばれる環境整備のため、率先調達する。
- ※ GX製品：気候変動の削減に貢献する削減効果が高い製品と見られるもの(CFR(カーボンフットプリント)が小さいもの)

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- 自然冷媒機器の率先導入等、フロン類の排出抑制に係る取組を強化
- Scope 3排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。
- 職員にデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルの転換に寄与する取組を促す。
- ※ Scope 3排出量：直接排出量(Scope 1)、エネルギー調達に伴う排出量(Scope 2)以外のサプライチェーンにおける排出量

●建物の防災・減災対策

●地球温暖化対策「政府実行計画」の取組み ※環境省 九州環境局とタイアップ

建物の管理に初めて携わる方々をはじめ、広くご理解いただけるよう、法令義務や管理責任、専門用語の解説など、図解や写真を交えながら説明。